

函 福 管

令和 2 年(2020 年)11 月 30 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

福祉拠点の整備について

(保健福祉部管理課)

# 福祉拠点の整備について

## 1 目的

近年、核家族化の進行，ひとり親家庭の増加などにより，家庭の力が弱まるとともに，地域の共同体による支援力が低下しており，また，8050問題のように，世帯単位で複数分野の問題を抱えていたり，様々な問題が絡み合っただ複雑化することにより，制度の狭間に陥り支援を受けられないケースや本人や家族がどこに相談してよいのか分からないようなケースも増加してきている。

こうしたことに対応するため，社会的な孤立を防ぐとともに，公的機関をはじめとする既存の窓口と連携し，各種制度や社会資源に柔軟に繋ぎ，個人・家族が直面する困難に適切に対処する「福祉拠点」を整備し，市民がより身近な場所で包括的な相談・支援を受けられる体制を整えるとともに，各種社会資源との連携・活用を積極的に進め地域で支える福祉の実現を図る。

## 2 概要

### (1) 組織

市内10圏域の地域包括支援センターに自立相談支援機関を併設し，「多機能型地域包括支援センター」とする。

### (2) 職員

#### ア 人員配置（常勤・専任）

主任相談支援員	1名
相談支援員兼就労支援員	2名
1福祉拠点当たり	3名×10か所＝30名

#### イ 資格要件

##### (ア) 主任相談支援員

社会福祉士，精神保健福祉士，保健師のいずれかの資格を有する者

##### (イ) 相談支援員兼就労支援員

- 社会福祉士，精神保健福祉士，保健師，介護支援専門員，キャリアコンサルタント，産業カウンセラーのいずれかの資格を有する者
- 社会福祉主事で社会福祉士の資格取得の意向のある者
- 介護福祉士で介護支援専門員の資格取得の意向のある者
- 自立相談支援機関で相談支援業務に1年以上従事した経験のある者
- その他の相談支援機関で相談支援業務に3年以上従事した経験のある者

#### ウ 研修要件

(ア) 各相談員研修 28時間（国研修17.5時間＋道研修10.5時間）

(イ) 開設前研修（事業者選定後R4.3まで随時）

### (3) 業務内容

#### ア 「高齢者あんしん相談窓口」業務

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業  
介護予防ケアマネジメント業務

#### (イ) 包括的支援事業

- a 総合相談支援業務
- b 権利擁護業務
- c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- d 生活支援体制整備事業
- e 認知症総合支援事業
- f 地域ケア会議推進事業

#### (ウ) 任意事業

- 住宅改修支援事業

#### イ 自立相談支援機関業務

※担う業務のうち想定される例

#### (ア) 高齢・介護

- a 8050問題
- b ダブルケア

#### (イ) 障がい

- a 精神保健対応
- b 軽度の発達障害者への支援

#### (ウ) ひとり親・子ども

- a 虐待が疑われる児童への対応
- b ひとり親家庭の相談
- c 若年層ひきこもりへのアウトリーチ

#### (エ) 生活困窮・その他

- a 住居確保給付金の相談・受付
- b 生活福祉資金貸付（実施主体：都道府県社協）の斡旋
- c 地域の社会資源の把握・利用調整，開発

#### ウ 社会資源開発業務

圏域内の複数箇所に困りごとの有無や年齢にかかわらず，誰もが集え，多様な交流を行い，地域コミュニケーションを向上させることでソーシャル・インクルージョンの実現に寄与する通いの場や集いの場が発生するよう仕掛けを行う。

### (4) 地域の方が気軽に立ち寄れる工夫について

困りごとを抱えていても自ら相談することが困難な方の発見や，地域における支え手としての連携が期待される民生委員や町会関係者等が，地域ケア会議などの正式な会議を待つまでもなく，気軽に立ち寄り，福祉拠点職員との情報交換や相談を日常的に行うための工夫を求める。

※想定される例

- ・フリースペースの設置（ロビー，ラウンジ）
- ・カフェ的機能の設置
- ・雑誌コーナーの設置
- ・各種相談関係パンフレットコーナーの設置
- ・休憩コーナーの設置
- ・簡単な情報交換を行うためのテーブルとイスの設置

### 3 開設時期等

3年 夏頃 福祉拠点運営事業者選定作業

4年 4月 福祉拠点開設

### 4 事業費（単年度経費10カ所総計）

(1) 自立相談支援機関運営事業費（新設分）	190,000千円
特定財源	36,000千円
一般財源	154,000千円
(2) 地域包括支援センター運営事業費（既存分）	310,000千円
特定財源	179,000千円
一般財源	131,000千円
(3) 合計	500,000千円
特定財源	215,000千円
一般財源	285,000千円

# ●福祉拠点のイメージ

## 高齢・介護

※主な相談・連携先

市) ○高齢福祉課 (高齢者サービス, 高齢者虐待, ひきこもり)  
○介護保険課 (介護サービス)

関係機関) ○居宅介護・介護予防支援事業所  
○訪問系・通所系の居宅サービス事業所  
○地域密着型サービス事業所  
○介護保険施設 (特養, 老健, 療養型)



連携

## 障がい

※主な相談・連携先

市) ○障がい保健福祉課  
(障害児・者サービス, 精神保健相談, 自殺対策, 障害者虐待, ひきこもり)

関係機関) ○障害児・者相談支援事業所  
○障がい福祉サービス事業所  
○発達障害者支援センター  
○精神科医療機関



連携

## 様々な暮らしのお困りごと

8050 問題  
 ダブルケア 病気 ひきこもり 精神保健 自殺 障がい  
 虐待 D V トラブル 住まい ホームレス etc.  
 不登校 子ども ひとり親 借金 貧困 失業

## 相談

## 福祉拠点 (多機能型地域包括支援センター)

既存

拡充

### 高齢者の困りごと支援

相談員(6~12人)

・保健師・社会福祉士  
・主任ケアマネ・ケアマネ

気軽に立ち  
寄れる工夫

### 高齢者以外の困りごと支援

相談員(3人)

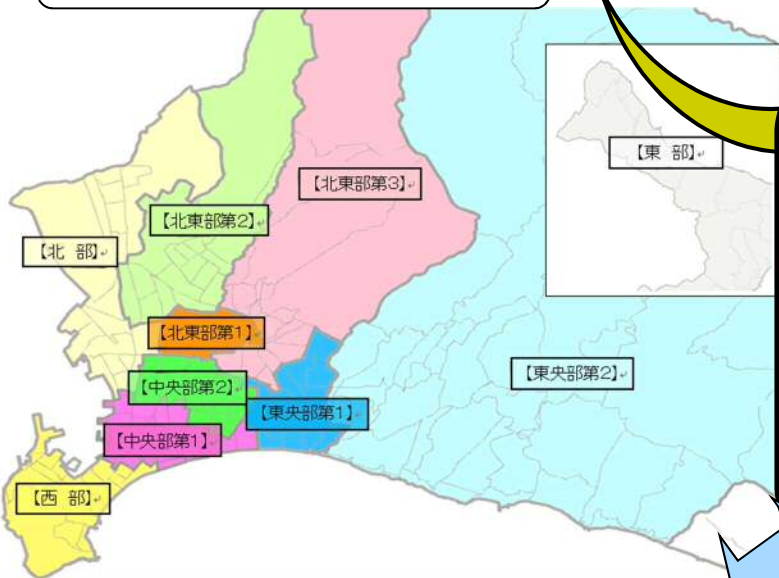
自立相談支援機関  
・社会福祉士等



## アウトリーチ支援

## アウトリーチ支援

## 市内10カ所



## ひとり親・子ども

※主な相談・連携先

市) ○子ども未来部 (ひとり親・子ども支援, DV相談, 虐待等)  
・ひとり親家庭サポートステーション (本庁, 亀田)  
・マザーズサポートステーション (保健センター)  
・ひとり親家庭・女性相談  
○教育委員会 (就学援助, 不登校)

関係機関) ○児童相談所 (児童虐待)



連携

## 生活困窮・その他

※主な相談・連携先

市) ○生活支援課 (生活保護)  
○地域包括ケア推進課 (生活困窮者自立支援 (就労支援, ひきこもり))  
○市民部 (借金, 債務整理) ○都市建設部 (市営住宅等)

関係機関) ○市社協 (生活福祉資金貸付, 成年後見センター)  
○ハローワーク (職業相談, 紹介)  
○法テラス (法律相談)  
○民生児童委員, 在宅福祉委員



連携